

タブレット端末活用のルール【教員用】

富谷市立成田東小学校

1 タブレット使用にあたって

- タブレット端末は富谷市から貸与されているものであり、授業や家庭での学習活動のために使用するものである。
- 学習用端末であることから、ゲーム・動画閲覧などの私的利用をしてはならない。
- 富谷市の各学校はこのルールをもとに、各学校に応じたルールを策定し、指導者および児童・生徒・保護者に周知した上で、タブレット端末を学習活動に活用する。

2 タブレット使用の基本的なきまり

① 授業中の使用に関すること

- 授業中、タブレットを使用する際には指導者の指示に従い、指示の範囲内で使用させる。
- 授業中は指示されたアプリケーション以外は起動しないようにさせる。どうしても必要のある場合には指導者の許可を得るようにさせる。
- 授業中、学習に関係のないウェブサイト等を閲覧させない。
- 休み時間等の使用に関しては学習等の活動に必要な場合のみ、指導者の許可を得て使用させる。
- インターネットのサイト閲覧はロイロノートのWebカードから行わせる。

② 個人情報の取り扱いに関すること

- ID、パスワードを他の人に教えたり、他の人のものを勝手に使ったりさせない。また、必要な時以外はタブレット端末の貸し借りをさせない。
- 他の人のデータの書き換え、削除をさせない。
- タブレットにはフィルタリングが設定されているが、万が一不審なサイトにアクセスしてしまった場合には速やかに指導者に伝えさせる。
- 指導者からの指示がある場合を除き、児童間でのデータの送受信はさせない。
- メールやSNSなどの利用はさせない。

③ カメラでの撮影に関すること

- 写真や動画の撮影はロイロノートのカメラ機能を使って行い、クラウド上に保存させる。タブレット本体に保存した場合には使用後に速やかに削除させる。

3 タブレットの管理について

- タブレット端末は基本的にキャビネットに収納し、使用の際に出し入れを行わせる。
- タブレットを運ぶ際にはカバーを閉じて両手で持ち、歩きながら使用させない。
- キャビネットは放課後に担任がタブレットの数を確認し、必ず施錠する。
- タブレットに異常がある場合には指導者に速やかに伝えさせる。

○校外学習等で学校外に持ち出す必要がある場合には必ず学校長の許可を得て、指導者が責任をもって管理する。

○紛失、破損等のないように十分に気を付けて扱わせる。また、汚れた手での操作や、磁石に近付ける、湿気の多い所や直射日光の当たる所などに置くなどのことをさせない。

4 安心・安全な活用のために

① タブレット本体に関すること

○ホーム画面等の設定やパスコードなどを勝手に変更させない。

○卒業、転出等の場合には使用者がデータ等を消去し、元の状態に戻して返却させる。

② 健康に関すること

○タブレット端末を使用する際には正しい姿勢で、画面から目を30cm以上離すように指示する。

○目を休ませるためにも、連続で長時間の使用にならないように学習活動を工夫したり、30分に1回は20秒以上画面から目を離してできるだけ遠くを見たりさせる。

○タブレットを使用する環境に合わせて画面の明るさを変更し、できるだけ目に負担がかからないように指導する。

5 タブレット持ち帰りについて

○学校長の許可で、持ち帰りさせることができる。

○「持ち帰りタブレット端末の家庭での利用（富谷市教育委員会）」に記載してあるように、保護者に管理してもらい、保管・充電をお願いする。

○Wi-Fi環境がある場合は、Wi-Fiにつないで使用する。

○学習に関係のないサイトにアクセスしないなど、目的以外の使用はしないようにさせる。